

2020年11月5日

お客さま 各位

中電配電サポート株式会社
防護管受付センター

防護管工事請負契約約款に基づく申込み手続きの徹底について(お願い)

平素は、弊社事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

表記につきまして、下記のように取扱いを徹底させていただきますのでよろしくお願い致します。

記

1 主旨

2020年10月1日から開始している防護管受付業務におきまして、防護管工事請負契約約款(以下、約款という)を逸脱した一部のお客さまの申込みにより、弊社の業務に支障をきたしております。

具体的には、防護管取付開始日までの期間が短いことによる工期調整と、防護管取付範囲(具体的な範囲)が不明確なため再確認が必要となるなど、問合わせに多くの時間を要しております。

このため、約款に従って正規な手続きをされているお客さまにも、ご迷惑をおかけしています。

2 今後の取扱いについて

お客さまの手続きについて、次のとおり約款に基づき公平に取扱いをさせていただきます。

(1) 防護管取付開始日までに16営業日が確保されていない場合(約款第5条1項)

約款に基づき16営業日(土日祝日および年末年始休日を除く。以下同様とする。)確保されていないもの、もしくは、事前立会を希望する場合には、開始日までに21営業日が確保されていないものについては、申込みの修正を依頼させていただきます。

(2) 防護管取付範囲が不明確な場合(約款第5条2項および第6条1項)

約款に基づき申込みの修正を依頼させていただきますので、平面図や立面図、防護管取付範囲がわかる資料を添付のうえ再申込みをお願い致します。

3 修正依頼方法について

申込みの修正を依頼する場合は、メールまたは電話受付時点でご案内致します。

以上